主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人中沢直吉の上告理由について。

原判決は、民訴三九一条に従い、第一審判決理由を引用して自らの判断を示した ものであつて、なんら違法の点はない。

所論は違憲をいうが、その前提を欠くから、採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
良	八	田	藤	裁判官
룟		田	池	裁判官
且	大	村	河	裁判官
_	健	野	<u> </u>	裁判官